

香川地方最低賃金審議会

第3回 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、  
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年10月10日 13時30分～16時46分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議事要旨	<p>1 金額審議について</p> <p><b>労働者側：第1回提示額 1,046円（46円引上げ）</b>          根拠：地域別最低賃金（香川県）の上昇率が4.55%で特定最低賃金1,000円を掛けてプラス46円とした。          日本の賃金水準を上げていかなければならないということ、停滞することなく地域別最低賃金と同じ位は引き上げていかなければならないと考えていること、都会との格差が出ており、格差も縮めていかなければならないと考えていることも考慮して上記提示額とした。</p> <p><b>労働者側：第2回提示額 1,046円（46円引上げ）</b>          根拠：提示額は1回目と変わらず。30円台というのは受け入れられない水準である。同じBランクの北海道はプラス42円で結審しており、どこの県も地域別最低賃金の引き上げ額を目指して審議を行っている。</p> <p><b>使用者側：第1回提示額 1,024円（24円引上げ）</b>          根拠：提示額は、令和5年賃金改定状況調査結果の「第4表③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の「産業計」の、「計」欄のBランクの賃金上昇率が2.4%であるため、特定最低賃金額1,000円に2.4%を掛けると24円となり、プラス24円とした。</p> <p><b>使用者側：第2回提示額 1,028円（28円引上げ）</b>          根拠：提示額は、令和5年賃金改定状況調査結果の「第4表③一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」の「製造業」の、「計」欄のBランクの賃金上昇率が2.6%であるため、特定最低賃金額1,000円に2.6%を掛けると26円になるが、これに経営者の経営努力として2円上乘せしてプラス28円とした。          製造業は、いかに安くモノづくりをするか、物流問題もあるなかで、経済として成り立つのか、特定最賃が低い地域に仕事を取られるのではないか。</p> <p><b>使用者側：第3回提示額 1,030円（30円引上げ）</b>          根拠：2円歩み寄り。香川県だけ何でこんなに突出しなければならないのか。40円より1円でも2円でも下回って欲しい。</p> <p><b>使用者側：第4回提示額 1,036円（36円引上げ）</b>          根拠：民間の全国平均の賃上げ率が3.6%であるので、特定最低賃金1,000円に3.6%を掛けると36円となるのでプラス36円とした。</p> <p>労使双方より公益一任となり、公益案：+40円 時間額1,040円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		

